



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 製 作 所
代表者名 代表取締役社長 安 岡 定 二
(JASDAQ・コード8191)
問合せ先
役職・氏名 取締役総務部長 大 久 保 直 樹
電話03-3800-0111

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第58回定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案および「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	18,700,000 株
株式併合により減少する株式数	14,960,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,740,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	369名(100.0%)	18,700,000株(100.0%)
5株未満	24名(6.5%)	27株(0.0%)
5株以上	345名(93.5%)	18,699,973株(100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在5株未満の株式のみご所有の株主様(所有株式数の合計27株)は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
57,200,000株	11,440,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>57,200,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,440,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新 設)	<u>附則</u> <u>第5条(発行可能株式総数)および第7条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式合併に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、あわせて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、5株を1株に併合することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	3,000株	3個	600株	6個	なし
例2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例3	687株	なし	137株	1個	0.4株
例4	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式(1株に満たない株式)が生じた場合(上記の例3、4のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例4のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
連絡先	〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 東京証券代行株式会社 事務センター 電話 0120-49-7009(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

以 上